

## 使用料

現行（平成14年）	見直し案
<p>1 減額・免除制度の統一</p> <p>(1) 基準の設定</p> <p>これまで、公益上の必要性、各種団体への支援、障害者・高齢者等への配慮などのため、施設ごとに減額・免除制度を設け、適用してきたが、全市的に減額・免除制度の統一を図ることが必要であると考え、使用者間の公平性・公正性を確保した基準を設定することとした。</p> <p>(2) 減額・免除の原則</p> <p>受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲は、本来の目的・必要性に則し、できるだけ限定する。</p> <p>また、減額率は、受益者負担分と公費負担分を等分とすることが限度であると考え、最高5割とし、できる限り低率とすることが適当である。</p> <p>2 減額・免除の基準</p> <p>(1) 「団体使用」と「個人使用」の区分</p> <p>現行の使用料については、「団体」で使用する場合と「個人」で使用する場合に大きく区分できる。そこで、「団体使用」と「個人使用」に分けて考え方を整理した。</p> <p>(2) 「団体使用」にかかる基準</p> <p>①免除の基準</p> <p>ア 本市及び本市が全額出資した財団法人が使用するとき。</p> <p>イ 当該施設の管理運営団体が行政活動の協力目的で使用するとき。</p> <p>ウ 地域に密着した公共的団体及び条例・規則等に規定する登録団体が使用し、当該施設が免除することを適当と認めるとき。</p> <p>②減額の基準</p> <p>ア 国又は地方公共団体が行政目的で使用するとき。</p> <p>イ 条例・規則等に規定する登録団体が使用し、当該施設が減額することを適当と認めるとき。</p> <p>ウ その他市長が必要と認めるとき。</p>	<p>(1) 基本的な考え方とこれまでの経緯</p> <p>減額・免除制度は、社会的に支援が必要とするのものに対してや政策的な配慮に基づいて実施するもので、「受益者負担の原則」の例外として、あくまでも限定的・特例的に行われるものである。</p> <p>本市においては、これまで、高齢者や障害者への配慮や、各種団体活動への財政的な支援を行うことを目的に行われてきたが、減額・免除する理由が拡大的に解釈されたり、他の施設で減額・免除の適用を受けた団体を当該施設においても画一的に適用するなどの事例が多く見受けられた。</p> <p>これらの状態を是正し、適正な制度へと導くために、基準の明確化及び団体の整理を行う。</p> <p>(2) 減額・免除制度の対象から除外する施設</p> <p>減額・免除の制度は、特定の設置目的をもった施設において、その利用者の経済的支援、利用促進を図る目的で設けているものであるが、広く市民の利用に供する施設については、減額・免除制度の対象から除外する。</p> <p>(3) 減額・免除制度の基準</p> <p>①市・市の機関が使用する場合（全額免除）</p> <p>※ただし、後援、協賛、協力等は適用外</p> <p>※指定管理者制度において、利用料金制を実施している場合は、指定管理者制度導入の趣旨及び指定管理者の歳入確保の観点から、市・市の機関であっても免除はしない。</p> <p>②当該施設の指定管理者が使用する場合（全額免除）</p> <p>※ただし、基本協定書に規定する業務に係る使用に限る。</p> <p>③特定の施設において団体が利用する場合（全額免除）</p> <p>障害者施設など、その施設が特定の設置目的を有し、当事者団体等が利用する場合は、市の施策の推進や福祉の向上に資することから、使用料を免除する。（ただし、公平性の観点から同じ団体が複数回利用する場合は、利用の制限も可能とする。）</p> <p>4 市長が特に必要と認める場合（5割減額）</p> <p>緊急を要する場合や、想定できない使用がある場合など、真にやむを得ない場合のみ適用するものとし、市長までの決裁を仰ぐものとする。</p>

## 使用料

### 現行（平成14年）

### 見直し案

#### (3) 「個人使用」にかかる基準

##### ①免除又は減額の基準

- ア 公的扶助を受けている者が使用するとき。
- イ 障害者（介助者1人含む）が使用するとき。
- ウ 65歳以上の者が使用するとき。
- エ 幼児、小学生、中学生が使用するとき。
- オ その他市長が必要と認めるとき。

##### ②免除又は減額の区分

使用目的に応じ、免除又は減額のいずれかを選択して規定する。

#### 3 減額・免除基準の適用

各施設の使用の仕方によって、「団体使用」又は「個人使用」の基準を適用し、統一的に規定していくこととなるが、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとする。

また、「個人使用」の場合は、使用料の区分により規定することができるものとする。

なお、「その他市長が必要と認めるとき」の規定は、特別な事情等で、その都度決定するものを対象とし、あらかじめ想定されるものについては、必ず規定しておくものとする。

#### (4) 個人利用にかかる減額・免除の取り扱い

個人利用に係る減額・免除の取り扱いは、平成14年の見直しにおいて次の基準のとおりとした。公的扶助受給者や障害者については、これまでどおり制度の適用が必要であるが、高齢者については、高齢化に伴い年齢の見直しを検討する。

##### ◎免除又は減額の基準

- ア 公的扶助を受けている者が使用するとき。
- イ 障害者（介助者1人を含む）が使用するとき。
- ウ 高齢者が使用するとき。
- エ 幼児、小学生、中学生が使用するとき。
- オ その他市長が適当と認めるとき。

##### ◎免除又は減額の区分

使用目的に応じ、免除又は減額のいずれかを選択する。